意見の概要及び意見に対する市の考え方(考慮した結果及びその理由)

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
		(考慮した結果及びその理由)
1	P17 認知症対策について・オレンジカフェや週一通いの場づくりなどの提案は良いと思うが、現状に問題点はないのか。運営は成功していると考えているのか。日田市の計画と現状把握はずれていると感じている。	・第8期計画(案)は、第7期計画の取組における現状や課題を整理したものを、策定委員会へ報告し、取組を振り返りながら策定しています。 ・市における認知症に係る取組は、推進・強化していますが、課題としては、認知症に対する市民への周知や介護者等の介護負担の増加、認知症本人が地域で暮らし続けることができるための地域づくりに加え、今後は若年性認知症者やその家族への支援が必要と考えています。・引き続き、認知症本人や介護者、市民の声や地域の実情を確認しながら、認知症対策に取り組んでいきます。
2	P21 介護予防普及啓発事業について ・健康教育を実施すると書いてあるが、具体 的な年間実施回数などの目標を立て、実施し てほしい。	・第8期計画(案)の P57 のとおり、令和3 年度から令和5 年度の単年度ごとの目標値を 設定し、進行管理をしていく予定です。
3	P15 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・P35 に夜間訪問未整備とあるとおり、日田市 では未だ夜間訪問サービスはありません。深化 とするならば、具体的に計画案に盛り込むこと を希望します。	・P35の夜間対応型訪問介護は、介護サービス事業の一つで、現在日田市に事業所はありません。現在は他の介護サービスで対応できているため計画に整備数は記載していませんが、今後、利用者のニーズや事業者の意向を踏まえながら検討していきます。
4	・障がい者(児童)・高齢者・保育は、24 時間、特に夜間対応について、日田市では具体的にどのように進めるのかを知りたい。P35 では事業所が個別に対応していくとあるが、それは民間主導によるものでしょうか。民間主導の場合、必要だとわかっていても、人材不足や賃金の問題で簡単に取り組めないと思います。その場合、日田市の支援などはどのように計画しているのでしょうか。夜間対応することで、働く世代が仕事を辞めずに両立できる事例もできてくると思います。	同上。

・介護保険法では、虐待防止や認知症対応の研 P36 人材育成及び確保 修が義務付けられており、各事業所において、 ・専門職員を増やす重要性は理解できるが、 ケアの質の向上につながるよう様々な研修を そのための研修内容が適切なのでしょうか。技 行っています。 術だけでなく、マナーやモラルなどのケアの質 人材確保については、関係機関(就職フェア の向上についても研修が必要です。研修内容に や移住定住ガイド等)と連携しており、今後も ついてはどのような計画になっているのか。 引き続き取り組んでいきます。 施設の充実と人材・設備投資について 介護現場で多く行われている会議等で ICT ・団塊の世代の高齢化に伴う施設の充実は良い を活用したり、文書の簡素化で介護職員の負担 5 と思います。しかし、人口そのものが減少して 軽減につながるよう国と連携し(制度の周知や 補助金の活用等)支援します。 いる地方では、人材確保は簡単に解決できない 介護現場における AI の活用は、現段階で計 課題です。ただ求人募集をしても人員は増えま 画にはありませんが、国の動向等を注視して検 せん。他の部署との連携(例えば、移住・定住 討していきます。 など) はどのように計画されているでしょう か。また、ICT や AI の活用で、介助そのもの を人が担うのではなく、AI が担うというシス テムについては、今後、どのような方針・計画 があるのか。 ・災害時要援護者台帳は、高齢者や障がい者な P38 ど自力で避難することが困難な方が、本人等の ・災害時要援護者台帳の整備に取り組んでい 同意により台帳に登録され、災害時に活用する る。とあるが、具体的な自治会数や年度目標を 取組です。このため、自治会数や登録者数は随 明示し、PDCA サイクルでの取り組みを。 6 時、市で把握していますが、年度ごとの目標設 定はしていません。しかし、台帳の整備や運用 上の課題などについては、今後も検証していく 必要がありますので、PDCA に沿いながら、体 制の整備に努めていきます。 ・避難生活が長期化すると予測される場合は、 ・災害時の福祉避難所開設について、具体的に 指定避難所に避難してきた方の中で、高齢者や はどのように進めるのか。日田市では、短期間 障がい者、妊産婦や乳幼児など、福祉避難所の で、何度も災害に遭っています。民生委員や自 対象となる方がいる場合、協定施設の被災状況 治会長と協力すると計画にありますが、すでに や受入可能人数を確認し、市が施設へ開設要請 自主防災組織などで取り組んでいるところが を行います。そして、市が要配慮者のトリアー 多いと思います。協定の締結についても、これ ジを行う中で、医療面や介護面の対応が必要な までとはどのように違う締結を行うのか。ま 場合には、緊急入院・入所となり、何らかの配 た、なぜ、福祉避難所はすぐに開設されないの 慮を行えば避難生活ができる場合は、指定避難 所内で福祉避難スペースを確保することで避 か。必要に応じてではなく、必ず開設する計画 7 難所生活の継続となります。それ以外の方につ を立てるべきだと思います。計画のための計画 きましては、福祉避難所へ移動していただくこ だと感じます。 ととなります。 また、令和2年9月の台風10号接近の際に は、指定避難所開設と同時に福祉避難所協定施 設へ開設要請を行っていますが、今後、国の方 でも頻発する災害に対しまして、ガイドライン の改定が行われるとも聞いています。その内容 を踏まえて福祉避難所開設・運営要領(マニュ アル)の改定も進めていきます。